

学校薬剤師業務についての確認事項

いつも学校薬剤師活動にご理解いただき誠にありがとうございます。

皆様ご存知の通り、学校薬剤師は児童生徒、教員の健康と学校環境衛生の確保等に努めなくてはなりません。そのための活動として、学校保健安全法の下での学校環境衛生検査、薬物乱用防止教育、くすり教育など多岐に渡り活動されているところですが、一部学校から検査等に学校薬剤師のかかわりが無いという指摘を受けております。

学校薬剤師は諫早市や学校法人等から委嘱されるものです。その責任において学校保健計画の立案に参画、検査の実施や協力及びその結果における指導助言を行い、その指導助言について改善がなされているかの確認を行うなど学校薬剤師活動を自ら率先して行ってください。